

事業所防災計画（帰宅困難者対策）

【東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正（平成 24 年 3 月告示第 5 号）】

平成 年 月 日施行

1 震災に備えての事前計画

1 家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること

(従業員及び従業員の家族との安否確認手段の周知)

- (1) 管理権原者は、通話の輻輳や停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知する。

(家族との安否確認手段の確保)

- (2) 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておく。

(従業員との安否確認手段)

- (3) 震災時における従業員の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおりとする。

安否確認者（班）	優先順位	安否確認手段
	第 1 優先順位	
	第 2 優先順位	
	第 3 優先順位	

2 従業員等の一斉帰宅の抑制に関すること

(一斉帰宅の抑制)

- (1) 管理権原者は、震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。

(施設内待機場所の確保)

- (2) 管理権原者は、震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。

施設内待機場所・・・

(備蓄品の確保)

- (3) 従業員等の施設内待機を維持するために、3 日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資(備蓄品)を備蓄する。

なお、エレベータが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておく。

また、従業員等以外の帰宅困難者用に 10%程度を余分に備蓄する。

備蓄場所・備蓄品・・・別表 1 のとおり

(災害時要援護者対策)

- (4) 管理権原者は、従業員等に災害時要援護者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等)が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じておく。

対象等	具体的な対策等
高齢者・障がい者	
妊婦・乳幼児	
外国人	

(時差退社計画の作成)

- (5) 管理権原者は、従業員等の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。

時差退社計画表・・・別表2のとおり

2 震災時の活動計画

1 家族等との安否確認の実施に関する事

(家族との安否確認)

- (1) 従業員は、震災時に家族等の安否を確認し、_____ に報告する。

(従業員との安否確認)

- (2) _____ は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。

2 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関する事

(むやみな移動の抑制の徹底)

- (1) 管理権原者は、震災時に_____ を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。

(施設の安全点検)

- (2) 管理権原者は、震災時に災害関連情報等の収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。
施設チェック項目・・・別表3のとおり

(消防用設備等損壊時の代替措置)

- (3) 管理権原者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。

- _____

(一時滞在施設等への誘導)

- (4) 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。

(情報収集手段及び提供方法の確保)

- (5) 管理権原者は、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員等へ提供するため、あらかじめ停電時を考慮した情報収集手段及び提供方法を定めておく。

情報収集手段・・・ _____

情報提供方法・・・ _____

非常用電源・・・ _____

(時差退社の実施)

- (6) 管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表に基づき、方面別に集団で帰宅を実施する。

別表 2

震災時における時差退社計画

優先順位	家庭内事情	氏名	自宅住所	帰宅ルート概要	距離	付加的要素	帰宅グループ	
			連絡先	主要路線	予測時間		開始時刻	
				通常の通勤経路			到着時刻	
1					km			
					時間		開始 :	
			(Eメール)				到着 :	
						km		
						時間		開始 :
				(Eメール)				到着 :
					km			
					時間		開始 :	
			(Eメール)				到着 :	
2					km			
					時間		開始 :	
			(Eメール)				到着 :	
						km		
						時間		開始 :
				(Eメール)				到着 :
					km			
					時間		開始 :	
			(Eメール)				到着 :	
3					km			
					時間		開始 :	
			(Eメール)				到着 :	
						km		
						時間		開始 :
				(Eメール)				到着 :

第1優先順位 : 家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね10km以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者

第2優先順位 : 勤務地からおおむね20km以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

第3優先順位 : 勤務地からおおむね20km以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベータ	停止している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		使用中止 /代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止 /要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、 立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により 立入禁止 ）